

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和元年10月

兵庫県人事委員会

兵人委第1208号

令和元年10月10日

兵庫県議会議長 長岡 壯 壽 様

兵庫県知事 井戸 敏 三 様

兵庫県人事委員会

委員長 松田 直 人

兵庫県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

別紙第 1

報 告

1 本年の報告及び勧告にあたって

本委員会の給与等に関する報告及び勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として重要な役割を果たすものであり、社会一般の情勢を的確に把握し、職員の給与をはじめとして、適切な勤務条件を保つことを通じて県民の理解を得てきている。

職員の給与に関しては、地方公務員法に基づき、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとする均衡の原則のもとで、毎年、職員の給与水準を民間の従業員と均衡させること（民間準拠）を基本としている。

給与は、職種をはじめ、役職段階、学歴、年齢、勤務地域に応じてその水準が定まっていることから、公務と民間企業の給与を比較する場合、両者の単純な平均値で比較するのではなく、給与決定要素を合わせて同種・同等比較することが適当である。このため、民間給与との比較は、県職員の行政職とこれに類似する事務・技術関係職種の民間企業従業員を対象としたうえで、主な給与決定要素である役職段階、学歴等を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、本県職員の人員数のウェイトを用いてラスパイレス比較を行っている。

調査対象企業規模については、民間企業従業員の給与をより広く把握し、本県職員の給与に反映させる観点から、平成18年にそれまでの100人以上から50人以上に引き下げた。これは、企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能であることによる。

また、給与決定要素のうち役職段階については、昨年、前回見直しを行った平成18年以降の職員構成の変化等を検証のうえ、適切な対応関係となるよう、従来の比較方法を見直し、公民比較に反映した。検証で明らかになった職員構成に係る様々な課題については、任命権者において、職員の採用等を通じ、早期に解決に向けた取組を進める必要がある。本委員会としても、職員構成の変化等の状況を見極めながら、適宜、比較方法のあり方について検討していく。

近年の職員給与を見ると、昨年は、国家公務員の俸給表に準じた給料表の改定等

により、月例給、期末・勤勉手当ともに5年連続で引上げとなった。また、平成20年4月から実施されている給与の抑制措置については、昨年10月に制定された「行財政の運営に関する条例」及び「兵庫県行財政運営方針」に基づき、管理職手当の一律10%減額措置が実施されている。

本年の報告及び勧告にあたっては、以上のような職員の給与を取り巻く諸情勢を踏まえつつ、地方公務員法の規定に基づき、職員及び民間企業従業員の給与の実態を調査し、国家公務員や他の都道府県職員の給与の状況を考慮して、様々な角度から総合的に検討を行った。

2 職員の給与等

本委員会の給与勧告の対象とされている職員の数は、約43,100人（市町立学校県費負担教職員約17,700人を含む。）となっている。また、調査対象外として、企業職員、病院事業職員及び技能労務職員があり、その職員数は約6,100人となっている。

本年実施した「平成31年職員給与実態調査」（平成31年4月現在）による職員の給与等の状況は、次のとおりとなっている。

(1) 平均給与月額

本委員会の給与勧告の対象とされている職員にかかる平均給与月額は、「兵庫県行財政運営方針」に基づく管理職手当の減額措置を受け、給料352,980円、扶養手当10,094円、地域手当27,101円、その他手当32,289円、計422,464円となっている。

そのうち、行政職（行政職給料表適用者をいう。以下同じ。）についてみると、給料338,245円、扶養手当9,832円、地域手当27,849円、その他手当32,766円、計408,692円となっている。

(2) 職員数及び職員構成

職員は、総数43,125人、平均年齢41.2歳、平均経験年数18.9年となっている。男女別構成比は、男性64.5%、女性35.5%、学歴別構成は、大学卒79.6%、短大卒4.9%、高校卒15.5%、中学卒0.0%、年齢別構成は、19歳以下0.6%、20歳台18.2%、30歳台27.1%、40歳台25.3%、50歳台28.8%、60歳以上0.0%となっている。

なお、行政職についてみると、職員数 7,288 人、平均年齢 43.4 歳、平均経過年数 21.7 年となっている。

(参考資料 第 1 職員給与関係資料 参照)

3 民間の給与等

職員と民間企業従業員の給与の精密な比較を行うため、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内民間事業所 2,159 のうちから、層化無作為抽出法によって抽出された 478 の事業所を対象に、人事院及び神戸市人事委員会等と共同で「平成 31 年職種別民間給与実態調査」を実施し、県職員の職務と類似する職務に従事する者 76 職種、約 20,500 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた所定内給与及び所定外給与の月額等を実地に詳細に調査した。

また、各民間事業所における初任給の状況及び給与改定の状況等についても、引き続き調査した。

(1) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った民間事業所は、大学卒で 44.2% (昨年 41.5%)、高校卒で 29.5% (同 27.1%) と、ともに昨年に比べ増加している。そのうち、初任給について、増額を行った事業所の割合は、大学卒では 44.1% (昨年 41.2%)、高校卒では 42.9% (同 41.0%) となっており、据え置いた事業所の割合は、大学卒では 55.6% (同 58.8%)、高校卒では 57.1% (同 59.0%) となっている。

また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で 206,557 円、高校卒で 168,460 円となっており、昨年と比べ増額となっている。

(2) 給与改定の状況

民間事業所の給与改定の状況は、表 1 に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は 31.1% (昨年 31.0%) と、昨年に比べ僅かに増加したが、一方で、ベースダウンを実施した事業所は 0.1% (同 0.0%) となっている。なお、ベースアップの慣行のない事業所の割合は 59.4% (同 59.8%) と減少している。

表 1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職 段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
	係 員		31.1	9.4	0.1
課 長 級		27.1	8.7	0.1	64.1

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

定期昇給の実施状況は、表 2 に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は 88.5%（同 89.1%）となっている。昇給額については、昨年と比べ増加となっている事業所の割合は 21.6%（同 22.5%）、減少となっている事業所の割合は 5.9%（同 5.1%）と、昇給額増加となっている事業所の割合が昨年と比べ減少している。

(参考資料 第 2 民間給与関係資料 参照)

表 2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職 段階	項目	定期昇給 あり	定期昇給実施			定期昇給 停 止	定期昇給 なし	
			増 加	減 少	変化なし			
								係 員
課 長 級		82.4	81.4	18.8	4.7	57.9	1.0	17.6

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

4 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果を用いて、職員にあつては行政職、民間企業従業員にあつては行政職に類似する事務・技術関係の職種の者について、役職段階、学歴等が同等であると認められる者同士の給与を対比させ、民間企業従業員の人員構成を本県職員の人員構成に置き換え、役職段階、学歴等ごとに給与を加重平均するラスパイレス方式による比較を行った。

この結果、表 3 に示すとおり、一人当たり平均して、職員給与は民間従業員給与を 1,491 円 (0.38%) 下回っている。この較差は、「兵庫県行財政運営方針」に基づく管理職手当の減額措置が講じられていることによるものであり、この措

置の影響分を除くと、職員給与は民間企業従業員給与を 359 円 (0.09%) 下回っている。

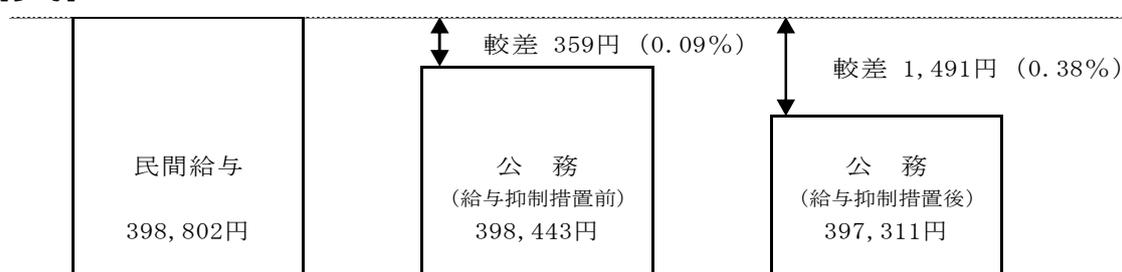
表 3 給与較差 (行政職関係)

民間従業員の給与 (A)	398,802円
県職員給与 (B)	398,443円 [397,311円]
較差 (A)-(B)	359円 (0.09%) [1,491円 (0.38%)]

(注) 1 (A)、(B)のいずれも本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 []内は兵庫県行財政運営方針に基づく給与抑制措置後の額。

[参考]



昨年、本委員会は、国や他の都道府県との均衡を考慮し、極めて小さい公民較差の中で給料表の引上げを勧告し、改定が行われている。また、本県においては、給与制度の総合的見直しに係る経過措置等が令和2年3月末まで実施されており、給料表の水準引下げの影響は漸進的に発現している。

このように、本年の公民較差には、民間企業の給与水準の変動に加え、国とは異なる職員給与の変動要因が含まれている。ただ、その要因は、職員給与の増加、減少双方の影響を与えるものがあり、結果的にこれらが打ち消し合い、国の官民較差とほぼ同程度の公民較差となった。

(2) 特別給 (賞与等)

前記の「職種別民間給与実態調査」により民間企業従業員の特別給 (賞与等) の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給 (期末手当・勤勉手当) の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

本年の「職種別民間給与実態調査」で、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給について調査した結果は、表4に示すとおり、平均所定内給与月額に相当しており、職員の期末手当・勤勉

手当の年間の支給月数（4.45月）を上回っている。

表4 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等	技能・労務等
		従 業 員	従 業 員
平均所定内給与 月 額	下 半 期 (A ₁)	374,453円	288,955円
	上 半 期 (A ₂)	374,503円	289,672円
特別給の支給額	下 半 期 (B ₁)	824,064円	539,986円
	上 半 期 (B ₂)	867,030円	555,738円
特 別 給 の 支 給 割 合	下 半 期 (B ₁ /A ₁)	2.20月分	1.87月分
	上 半 期 (B ₂ /A ₂)	2.32月分	1.92月分
	計	4.52月分	3.79月分
年 間 の 平 均		4.50月分	

(注) 1 下半期とは平成30年8月から平成31年1月まで、上半期とは同年2月から令和元年7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を県職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.45月である。

5 職員給与と国家公務員給与との比較

総務省による地方公務員給与実態調査によると、本県の一般行政職における給料月額について、行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員の俸給月額を100として計算したラスパイレス指数は、平成30年4月1日現在で100.4となっている。

6 最近の賃金・雇用情勢等

(1) 民間賃金指標の動向

兵庫県企画県民部統計課の「毎月勤労統計調査地方調査」（事業所規模30人以上）による本年4月の兵庫県における民間事業所の所定内給与は、昨年4月に比べ0.2%増加している。また、所定外給与は1.7%減少しており、これらを合わせた、「きまって支給する給与」は、昨年並となっている。

なお、パートタイム労働者を除く一般労働者では、所定内給与は2.8%増加している。

(参考資料 第4 労働経済関係資料 参照)

(2) 消費者物価指数

総務省の「小売物価統計調査」によると、本年4月の神戸市の消費者物価指数は、昨年4月に比べて0.5%増加している。

(参考資料 第4 労働経済関係資料 参照)

(3) 標準生計費

総務省の「家計調査」を基礎として、本委員会が人事院の定める方法により算定した神戸市における本年4月の標準生計費は、2人世帯126,870円、3人世帯160,240円、4人世帯193,620円となっている。

(参考資料 第3 生計費関係資料 参照)

(4) 雇用情勢

総務省の「労働力調査」による本年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準を0.1ポイント下回り、2.4%（季節調整値）となっている。

また、厚生労働省の調査による本年4月の兵庫県における有効求人倍率は、昨年4月に比べると、0.04ポイント上昇して1.44倍（季節調整値）となっている。

(参考資料 第4 労働経済関係資料 参照)

7 人事院の給与等に関する勧告等の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告を行うとともに、公務員人事管理について報告した。

その概要は別表のとおりである。

8 職員の給与の改定等

(1) 改定の基本的な考え方

職員の給与については、民間企業従業員の給与との均衡を図るため、公民較差を基本に、国家公務員及び他の都道府県職員との均衡等を考慮して、改定する必要があるが、本年の職員給与の改定にあたっては、「兵庫県行財政運営方針」に基づく管理職手当の減額措置の影響分を除いた公民較差を基本とすることが適当である。

(2) 給料表

前記のとおり、本県において「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果を用いてラスパイレス方式により職員給与と民間企業従業員給与を比較した結果、「兵庫県行財政運営方針」に基づく管理職手当の減額措置の影響分を除いた公民較差は359円（0.09%）と職員給与が民間企業従業員給与を下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

人事院は、行政職俸給表（一）について、平均 0.1%の引上げ勧告を行った。その際、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）採用職員の初任給を 1,500 円、一般職試験（高卒者）採用職員の初任給を 2,000 円引き上げることとし、これを踏まえ、30 代半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定を行うこととした。また、行政職俸給表（一）以外の俸給表についても、行政職俸給表（一）との均衡を基本に引上げ勧告をした。

本県の給料表については、人事院が勧告した国家公務員の俸給表の改定内容を考慮して給料表の改定を行う必要がある。

あわせて、高等学校教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表については、全国人事委員会連合会が作成した「令和元年度教員給与に関する参考モデル給料表」の改定内容を参考に改定を行う必要がある。

(3) 特別給（賞与等）

期末手当及び勤勉手当については、民間企業における支給状況並びに国及び他の都道府県の状況を考慮して改定を行う必要がある。

また、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に改定を行う必要がある。

(4) 初任給調整手当

全国的に人材確保が困難となっている獣医師について、他の都道府県の状況及び本県の実情を考慮して、初任給調整手当を支給する必要がある。

(5) 通勤手当

昨年の労使協議の結果を受けて、任命権者から、交通機関と交通用具を併用して通勤する場合の駐車場の利用について検証を行うよう要請があった。

本委員会が行った実態調査の結果は表 5 のとおり、併用者の約 74%が有料の駐車場を利用しており、その平均利用料金の月額は、自動車で 6,339 円、バイクで 3,210 円、自転車で 2,059 円となっている。

こうした職員の通勤実態等を踏まえ、駐車場の利用料金に対する職員の負担を考慮した措置を講じる必要がある。

表5 職員の通勤に伴う有料駐車場の利用状況

交通機関と交通用具の併用者数 (A)		2,738 人
有料駐車場の利用者数 (B)		2,021 人
割合	合 (B/A)	73.8%
平均利用料金	自動車	6,339 円
	バイク	3,210 円
	自転車	2,059 円

9 人事行政における諸課題

(1) 人材の確保及び育成

ア 職員採用の強化

複雑・多様化する行政課題に対応しながら、「兵庫 2030 年の展望」の目標である「すこやか兵庫」の実現をめざすため、時代の変化を機敏に読み取り、新たな政策課題を発見し、その解決に向けて、使命感や意欲をもって、自ら考え、行動する職員が求められている。こうした要請に応え、多様で優秀な人材を確保するため、人物重視を基本として、筆記試験合格者枠の拡大や教養試験の縮小、経験者採用試験による採用人員の増など、採用試験制度の見直しを行ってきた。

しかしながら、若年人口の減少や民間企業の高い採用意欲を背景に、採用試験の競争倍率は依然として低調であり、採用予定人員を確保できない職種が生じ、合格後の辞退者も増加している。

このような状況のもとで、多くの意欲ある受験者を確保するためには、県が求める人物像である「高い志や斬新な発想力を持ち、チャレンジ精神あふれる人材」を明確化するとともに、「地域の課題を解決し、県民を幸せにする」という仕事の魅力とやりがい、民間志望者も含めた幅広い対象者にしっかりと伝えていく必要がある。

このため、若手職員をリクルーターとする出身大学における説明会、大学1～2年生を対象としたキャリア講座や女性向けガイダンス、インターンシップ等の場の活用など、受験者層に応じた啓発活動に加え、新たに動画コンテンツを作成し、ホームページ等のインターネットによる広報活動を強化する。本県へのUJIターンの促進を図る観点から、県外においても、積極的な広報活動を展開する。

競争倍率が低調な職種については、任命権者と連携しながら、大学訪問、現場説明会の開催等、職種ごとの対策を講じる。合格後の辞退を防止するため、採用前説明会や県政情報の配信など、採用までの間の定期的なコンタクトの強化を図る。

特に獣医師については、全国的に人材確保が困難な状況にある中、優秀な職員を採用するため、本年度採用試験から受験年齢の上限を34歳から39歳に引き上げるとともに、処遇の改善を図るため、初任給調整手当の対象に加えるよう勧告を行うこととした。

しかしながら、人材確保は依然として厳しい状況にあることから、任命権者においては、専門職としてのキャリア形成の支援など、兵庫県獣医師の魅力をもっと高める方策が求められる。

障害者の採用については、一部の任命権者において法定雇用率を下回る状況にあり、積極的な採用に努める必要がある。

本委員会としては、本年度から、従来身体障害者に限定していた選考試験について、知的・精神障害者も受験対象に加え実施することとしているが、各任命権者においては、障害者が能力を発揮できる具体的な職域、職種、業務等を把握して用意するとともに、障害の特性に配慮した必要な措置を講じる必要がある。また、障害者雇用促進法の一部改正により義務づけられた障害者活躍推進計画の作成、障害者雇用推進者等の選任等により、障害者の活躍の場の拡大に取り組むことが求められる。

イ 中長期視点に立った人材の育成

県政課題の高度化や専門分化、採用抑制に伴う職員数の減少や若年層割合の低下等、職員をめぐる環境が大きく変化する中であっても、県民の要請に的確に対応できる持続可能な組織を構築していくことが求められる。このため、職員一人ひとりがそれぞれの持つ個性と能力を最大限発揮できるよう、管理監督職が組織の目的と業務の目標を明確に示し、職員全体でこれを共有し、一体となって遂行していくマネジメント能力を向上させることが極めて重要である。また、OJTの効果的な実践や職員自身による主体的な学習の促進等、人が育つ職場風土づくりにも十分意を用いる必要がある。

あわせて、職員の育成・能力開発と組織の活性化に向け、評価者が被評価者

と人事評価結果を共有し、評価に基づく適切な指導・助言を行うなど、能力と実績に基づく人事管理に努めていく必要がある。

これらの人材確保及び育成については、10～20年後の職員配置の動向を見据えながら、中長期的な視点に立って、総合的に推進する必要がある。特に10年余にわたる行財政構造改革が終了したことを踏まえ、新しい時代の県政を担う人材を育成するため、今後は一層の充実が求められる。

また、人材育成は、人事管理全般を通じてその推進を図るべきものであり、人材育成担当部門や管理監督職はもとより、職員一人ひとりが本県における人材育成の基本的な考え方を共有することが重要である。

このため、本県職員に求められる基本的な資質や必要な能力等の人材育成の基本理念、職員採用から人事配置と登用、研修や能力開発、人事評価等、今後重点的に取り組む具体的な人材育成施策を取りまとめた新たな「人材育成基本方針」を策定する必要がある。

ウ 女性の活躍推進

本県では、男女共同参画を推進するため、特定事業主行動計画にも位置づけられている「第6次男女共同参画兵庫県率先行動計画ーひょうごアクション8ー」（平成30～令和2年度）において、女性職員の採用に関する目標のほか、本庁管理監督職への登用目標を設定するなど、女性の職業生活における活躍を一層推進するための取組が進められている。

女性職員の採用については、本年4月の採用者に占める女性の割合は40.3%となり、3年連続で目標とする40%を超えた。引き続き、女性向けガイダンスの充実、採用説明会における積極的な広報等により、女性受験者の確保に努める。

また、女性職員の登用については、本年4月1日現在で本庁課長職以上の職に占める女性の割合（令和2年4月1日目標15%）は11.9%にまで増加した。引き続き、目標の達成に向け、一般職員の段階から様々な職務経験ができるよう、女性職員の職域拡大、ライフステージに応じた研修の充実やロールモデルの情報共有等、具体的取組を進めていく必要がある。

県教育委員会及び警察本部においても、それぞれの特定事業主行動計画に基づき、引き続き女性職員の能力発揮や活躍を支える仕組みづくり等に取り組む必要がある。

あわせて、管理職や男性職員をはじめ、職場全体の意識を変えていくことが重要である。各任命権者においては、男女ともに働きやすい職場を目指し、これまで以上に、女性の活躍を支援する制度の十分な周知と男性職員の家事・育児への参加のさらなる促進等、互いに理解し協力しあう職場風土の醸成に取り組む必要がある。

(2) 働き方改革と勤務環境の整備

ア 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

(ア) 超過勤務の縮減

長時間にわたる超過勤務は、職員の心身の健康や公務能率のみならず、家庭生活にも大きな影響を及ぼすものであり、仕事と生活の両立を図る観点から、職場環境の整備を図っていく必要がある。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による労働基準法等の改正を踏まえ、本年4月、知事部局等においては、「超過勤務に関する規則」の改正を行い、超過勤務の上限時間の見直しを行った。

また、各所属において、業務や超過勤務要因を総点検のうえ、業務の縮減や平準化、仕事の進め方の見直しを実施し、平成30年度の職員1人当たり1月平均の超過勤務時間は、超過勤務に関する規則の制定前の平成28年度と比較して10%減少しているが、上限時間を超えて超過勤務をしている職員は434人となっており、依然として超過勤務が多い現状にある。

このため、これまでの取組の検証とともに、超過勤務時間の上限を超える職員がいる職場においては要因分析を十分に行い、解決手段を講じることが必要である。

さらに、職員一人ひとりの意識改革にとどまらず、県庁組織全体として、ICT技術を活用した事務改善、政策形成プロセスの効率化や適正な職員配置を進めることも重要である。

(イ) 教職員の多忙化対策

教員については、通常の授業以外にも、部活動、生徒指導、保護者対応、地域との連携等、多岐にわたる業務を担っており、新学習指導要領の実施に伴い、業務量が増加している。こうした厳しい勤務実態の中、長時間勤務が常態化しており、その改善は喫緊の課題である。

文部科学省においては、本年1月、外形的に把握することができる在校等

時間を対象とする「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定され、各教育委員会においてこのガイドラインを参考にし、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を速やかに策定することとされた。

一方、県教育委員会においては、平成29年4月に、定時退勤日等の完全実施、業務の簡素化・効率化、勤務時間の適正な把握、仕事の進め方の改善等を内容とする教職員の勤務時間適正化のための「推進プラン」及び「先進事例集」が策定され、定時退勤日の設定等の取組が進められてきた。本年度は「兵庫県教育委員会働き方改革推進本部」を設置し、学校における業務改善や働き方改革について協議を進めており、教師の勤務時間の上限に関する方針等についても検討が行われている。

勤務時間の適正化を図るためには、まず、各学校において教員の勤務時間を把握し、それを踏まえた対策に取り組む必要があるが、本県の学校においては、把握が十分になされていない状況にある。労働安全衛生法の改正により、校長や教育委員会に求められる勤務時間管理の責務が明確化されたことを踏まえ、教職員の勤務時間の把握を徹底するとともに、文部科学省における学校の働き方改革の動向を注視しつつ、勤務時間の上限に関する方針等の具体化を図り、勤務時間の適正化の取組を進めていく必要がある。

また、本年4月から、医師による面接指導の対象となる超過勤務時間が月80時間以上に強化されたことを踏まえ、これまで以上にその実施の徹底を図ることが必要である。

教育現場の環境が一層改善され、教職員が児童生徒とゆとりを持って向き合う時間が確保されることが、兵庫の教育をより充実させていくとの観点から、県教育委員会が各市町教育委員会とも連携し、総業務量の縮減につながる業務の見直しなど、勤務時間の適正化に向けた実効性の上がる取組が強力に推進されることが重要である。本委員会としても、対応を注視していくとともに、必要に応じて、さらに詳細な実態調査や県教育委員会との意見交換を進める。

(ウ) 休暇の取得促進

年次休暇の取得促進については、事務業務の簡素化、年間を通じた計画的な休暇取得、休日と組み合わせた連続休暇の取得等に引き続き取り組む必要

がある。

各任命権者においては、年次休暇を5日以上取得させることを義務づけた労働基準法の改正趣旨を踏まえ、年次休暇の取得が低調な職員に対する働きかけの強化が必要である。

また、本年度からゴールデン・スポーツイヤーズを迎えることから、職員が積極的にスポーツに親しむことができるよう、休暇等の充実が求められる。

イ 仕事と家庭の両立支援

有為な人材を確保し、職員一人ひとりの能力を十分に活用するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が重要である。また、男女ともに育児・介護等により時間の制約がある職員の増加が見込まれる中、職員が能力を発揮し、公務に貢献できるよう、柔軟で多様な働き方の実現を図る必要がある。

公務、民間ともに両立支援のための様々な取組が進められている中、本県においても、勤務時間の弾力化、フレックスタイム制や在宅勤務制度の導入、サテライトオフィスの設置に加え、本年1月からは子育て支援休暇の対象を義務教育終了前の子に拡大するなど充実が行われてきた。また、在宅勤務制度の対象を試行的に全ての常勤職員に拡大する等の取組が進められている。

これらの制度が十分に活用され、職員のワーク・ライフ・バランスの実現が図られるよう、制度の定着や取得促進に向けた職場環境づくりを進めていく必要がある。特に取得率が低い男性職員の育児参加支援制度については、より一層の取得促進が求められる。

ウ 職員の健康管理

採用から退職まで職員が健康で働き続けられることは、本人や家族にとってかけがえのないことであり、効率的かつ質の高い行政サービスを提供する観点からも重要である。

各任命権者においては、若年期からの生活習慣病の予防やがんなどの疾病の早期発見・早期治療につなげるよう、若年者に対する定期健康診断項目の充実等を図るとともに、治療と仕事の両立ができるよう、相談体制の充実、休暇制度の周知や取得促進に取り組む必要がある。

また、健康問題により長期病休を取得している者は依然として多く、特に心の健康問題による者が長期病休者全体の約4割となっている。心の健康対策に

については、①気づき支援と早期対応、②相談しやすい体制づくり、③療養中・復帰後のフォロー強化の3つの柱のもと、各任命権者が所属の管理監督職と密接に連携し、個別事例にきめ細かく対応することが重要である。

管理監督職においては、日頃から、職員との意思疎通を積極的に図り、職員の心身の状況を的確に把握する必要がある。また、定期健康診断結果、職員健康相談や教職員メンタルヘルス相談、ならし出勤制度を積極的に活用して職員の心身不調の早期発見や早期回復を支援するとともに、ストレスチェックの集団分析結果も参考にしながら、職員がいきいきと働くことのできる職場環境づくりに、率先して取り組むことが求められる。

エ ハラスメント対策

職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、職場の効率的な運営にも支障をもたらす。今年6月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等が改正され、パワー・ハラスメント防止のため雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務とされるとともに、セクシュアル・ハラスメント等の防止策についても強化された。

今後もハラスメントの防止に向け、その趣旨の周知、相談対応の充実等の取組を徹底する必要がある。

また、LGBT等性的マイノリティに関して、職員の意識向上のための研修や働きやすい職場環境整備等、ハード・ソフト両面にわたる取組に配慮していく必要がある。

(3) 高齢期の雇用及び臨時・非常勤職員の任用等

ア 高齢期の雇用

本格的な少子高齢化社会を迎え、若年労働人口の減少が続く中で、質の高い行政サービスを維持していくためには、高齢層職員がこれまで培ってきた能力及び経験を有効に活用できる環境を整備する必要がある。

政府においては、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、複雑高度化する行政課題に的確に対応する観点から、昨年8月の人事院の意見の申出も踏まえて、公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討が行われている。

本委員会としても、引き続き、国の動向を注視するとともに、現行の再任用

制度の状況を考慮のうえ、60歳を超える職員の勤務形態の在り方について必要な検討を行っていく。

また、人事院は、国家公務員の再任用の実施状況について、厳しい定員事情等から再任用職員の多くが下位の官職に短時間勤務で就いている状況が続いているとしている。

本県においては、小中学校に配置される養護教諭、栄養教諭及び事務職員について、再任用された全ての職員がフルタイム勤務となるなど、必ずしも全ての職員が希望どおりの勤務形態で再任用されていない。

各任命権者においては、厳格な定数管理や法令による配置基準等の制約がある中でも、職員の希望にも配慮した配置等、再任用職員の士気を維持し、持てる力を最大限発揮して活躍できるよう取り組む必要がある。

イ 臨時・非常勤職員の任用等

一般職の会計年度任用職員制度を創設し、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を図る地方公務員法及び地方自治法の一部改正を受け、本県においても関係条例が制定され、令和2年4月から施行される。

本委員会においては、今回の条例制定に伴い必要となる規則の整備等について適切に対応していく。

各任命権者においては、制度の適正かつ円滑な導入を図るとともに、臨時・非常勤の職に係る職務の内容や責任を適切に設定し、その職に就く職員の能力を十分に引き出すことにより、公務能率の向上を図る必要がある。

(4) 公務員倫理の徹底

職員は県民全体の奉仕者であり、法令遵守にとどまらず、公務員としての高い倫理観を持つことが求められている。

しかしながら、一部の職員による不祥事が依然として発生しており、特に教員によるわいせつ行為等は増加傾向にあり、公務全体の信頼に大きな影響を与えかねない状況にある。

一人ひとりの職員が認識を新たにし、自らの行動を厳しく律するとともに、各任命権者においては、改めて再発防止と公務員倫理の徹底を図らなければならない。

10 おわりに

(1) 人事委員会の給与勧告制度

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約に対する代償措置として設定されたものであり、地方公務員法に規定する給与決定の原則に基づき、適正な給与水準を確保する仕組みとして定着している。

また、公務員の勤務条件等について、県民に対する説明責任を果たし、理解と支持を得るための重要な役割を担っている。

さらに、この制度は、県政の各分野において職務に精励している職員の努力や成果に報いる一方、人材の確保や良好な労使関係の構築にも寄与している。

県議会及び知事におかれては、勧告制度の意義や役割に理解を示され、職員の士気高揚、各自の持つ能力を十分に発揮できる職場環境の整備、中長期的な視点に立った人材の育成などに配慮いただき、今回の報告及び勧告について、適切に対応されるよう要請する。

(2) 管理職手当における給与抑制措置

これまで10年余にわたり行財政構造改革による給与抑制措置が実施されてきたが、本年度は、本県の財政状況や他の地方公共団体の状況等を踏まえ、減額率を縮小した上で、管理職手当の減額が行われている。

これは、県議会の議決を経て制定された「行財政の運営に関する条例」及び「兵庫県行財政運営方針」に基づくものであるが、本委員会の勧告に基づく給与改定とは別の観点から実施されており、あくまで期間を限定した緊急的・臨時的なものであることが求められる。

当該措置については、職員のモチベーションの維持・向上の観点からも、できる限り速やかに解消されるよう要請する。

別 表

人事院の給与等に関する報告等の概要

1 職員の給与に関する報告・勧告

事 項	概 要
民間給与との比較	(1) 月例給 官民較差 387 円 (0.09%) (2) 特別給 民間における支給割合 4.51 月
給与改定の内容	(1) 月例給 ア 俸給表 ① 行政職俸給表(一) 民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を1,500円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定(平均改定率0.1%) ② その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし) イ 住居手当 公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ(12,000円→16,000円)。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ(27,000円→28,000円) 手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置 (2) 期末・勤勉手当 4.45月→4.50月(引上げ分は勤勉手当に配分)
給与制度における今後の課題	職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

2 公務員人事管理に関する報告

事 項	概 要
人材の確保及び育成	<p>(1) 人材の確保 採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要</p> <p>(2) 人材の育成 管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、専門的な知見を活かした研修を実施</p> <p>(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進 人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に関する運用の徹底など必要な取組を実施</p>
勤務環境の整備	<p>(1) 勤務時間等に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援 ・ 仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成 ・ 心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進 <p>(2) ハラスメント防止対策 現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化</p> <p>(3) 非常勤職員の適切な処遇の確保 非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設</p>
障害者雇用に関する取組	<p>障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまでに実施。本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援</p>
定年の引上げ	<p>昨年8月の本院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請</p>

別紙第2

勧 告

本委員会は、職員の給与について、別紙第1の報告に基づき、所要の措置をとられるよう次のとおり勧告する。

I 改定の内容

1 給料表

給料表を別記のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 初任給調整手当

獣医師を支給対象に加えること。

手当月額の限度は35,000円、支給期間の上限は15年とすること。

(2) 通勤手当

交通機関と交通用具を併用して通勤する職員のうち、駅等の周辺の駐車場を利用してその料金を負担することを常例としている者に対し、利用料金の月額
の2分の1に相当する額を加算して支給すること。

加算額の上限は、交通用具が自動車の場合は3,000円、自動車以外の原動機
付きの交通用具の場合は1,500円、自転車の場合は1,000円とすること。

(3) 期末手当及び勤勉手当

ア イ及びウ以外の職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.95月分とすること。

イ 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.15月分とすること。

ウ 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

II 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、2の(1)及び(2)については、令和2年4月1日から実施すること。

別記 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	特10級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	224,800	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	147,200	197,300	226,700	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	148,400	199,100	228,300	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	149,500	200,900	229,900	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	150,600	202,400	231,500	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	151,700	204,200	233,100	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	152,800	206,000	234,600	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	153,900	207,800	236,200	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	154,900	209,400	237,600	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	156,300	211,200	239,300	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	157,600	213,000	240,800	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	158,900	214,800	242,400	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	160,100	216,200	243,500	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	161,600	218,000	245,000	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	163,100	219,700	246,600	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	164,700	221,500	247,900	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	165,900	223,200	249,400	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	167,400	224,900	250,800	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	168,900	226,500	252,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	170,400	228,100	253,500	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	171,700	229,500	255,000	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	174,400	231,200	256,500	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	177,000	232,800	258,200	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	179,600	234,400	260,000	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	182,200	235,400	261,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	183,900	236,900	263,300	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	185,500	238,300	264,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	187,200	239,500	266,500	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	188,700	240,700	268,400	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	190,400	241,900	270,200	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	192,200	242,900	271,900	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	193,900	244,100	273,600	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	195,500	245,400	275,300	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	196,900	246,400	277,000	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	198,400	247,600	278,800	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	199,900	248,900	280,300	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	201,200	249,800	281,800	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	202,500	251,100	283,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
	39	203,700	252,300	285,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	205,000	253,600	287,400	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
	41	206,300	255,000	289,000	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
	42	207,600	256,400	290,700	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	528,100	
	43	208,900	257,600	292,500	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	528,900	
	44	210,200	258,800	294,300	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	529,500	
	45	211,300	260,000	295,800	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	530,000	
	46	212,600	261,200	297,500	349,600	370,300	397,500	439,000	469,100		
	47	213,900	262,500	299,000	351,100	371,200	398,200	439,400	469,500		
	48	215,200	263,600	300,600	352,600	372,100	398,900	440,100	469,800		
	49	216,300	264,700	302,200	354,200	373,000	399,500	440,600	470,100		
	50	217,400	265,800	303,900	355,000	373,800	400,100	441,000			
	51	218,400	267,100	305,500	356,200	374,600	400,600	441,400			
	52	219,500	268,400	307,200	357,200	375,400	401,000	441,800			
	53	220,600	269,400	308,100	358,100	376,100	401,400	442,200			
	54	221,600	270,500	309,600	359,200	376,800	401,700	442,600			
	55	222,500	271,800	311,100	360,100	377,500	402,000	443,000			
	56	223,500	273,100	312,700	361,200	378,200	402,300	443,300			
	57	223,800	274,000	314,300	362,100	378,700	402,600	443,600			
	58	224,600	275,000	315,900	362,800	379,300	402,900	444,000			
	59	225,400	275,900	317,500	363,500	379,900	403,200	444,300			
	60	226,100	277,000	319,000	364,200	380,600	403,500	444,600			

[令和元年勧告]

	61	226,800	278,100	320,500	364,600	381,000	403,800	444,900			
	62	227,800	279,100	321,700	365,200	381,700	404,100	445,300			
	63	228,600	280,000	322,900	365,900	382,300	404,400	445,600			
	64	229,400	281,000	324,100	366,600	382,900	404,700	445,900			
	65	230,100	281,500	324,800	366,900	383,300	405,000	446,200			
	66	230,800	282,400	325,700	367,600	383,900	405,300				
	67	231,700	283,100	326,500	368,300	384,500	405,600				
	68	232,700	284,000	327,300	369,000	385,100	405,900				
	69	233,400	285,000	328,200	369,300	385,500	406,100				
	70	234,000	285,800	328,600	369,900	386,000	406,400				
	71	234,500	286,600	329,300	370,600	386,500	406,700				
	72	235,200	287,400	330,100	371,200	387,100	407,000				
	73	236,000	288,200	330,900	371,500	387,400	407,200				
	74	236,600	288,700	331,600	372,100	387,800	407,500				
	75	237,200	289,100	332,300	372,800	388,200	407,800				
	76	237,700	289,600	333,000	373,400	388,600	408,000				
	77	238,400	289,800	333,500	373,800	388,900	408,200				
	78	239,100	290,100	334,100	374,300	389,200	408,500				
	79	239,800	290,300	334,600	374,900	389,500	408,800				
	80	240,300	290,700	335,200	375,400	389,800	409,000				
	81	240,800	290,900	335,500	375,900	390,000	409,200				
	82	241,500	291,100	336,000	376,500	390,300	409,500				
	83	242,200	291,500	336,400	377,000	390,600	409,800				
	84	242,900	291,800	336,900	377,300	390,800	410,000				
	85	243,500	292,100	337,300	377,700	391,000	410,200				
	86	244,200	292,400	337,800	378,200	391,300					
	87	244,900	292,700	338,300	378,600	391,600					
	88	245,600	293,100	338,800	379,000	391,800					
	89	246,100	293,400	339,100	379,400	392,000					
	90	246,600		339,500	379,900	392,300					
	91	246,900		340,000	380,300	392,600					
	92	247,300		340,400	380,700	392,800					
	93	247,600		340,700	381,000	393,000					
	94			341,100	381,500						
	95			341,600	381,900						
	96			342,000	382,300						
	97			342,200	382,600						
	98			342,600	383,100						
	99			343,100	383,500						
	100			343,500	383,900						
	101			343,700	384,200						
	102			344,100							
	103			344,500							
	104			344,800							
	105			345,100							
	106			345,500							
	107			345,900							
	108			346,300							
	109			346,800							
	110			347,200							
	111			347,600							
	112			348,000							
	113			348,500							
	114			348,900							
	115			349,200							
	116			349,500							
	117			350,000							
再任用職員以外の職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

医師・歯科医師職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700
	41	371,300	436,200	490,100	548,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600
	43	373,900	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100

再任用職員以外の職員	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	572,500
	67		470,400	522,100	573,400
	68		471,000	523,000	574,300
	69		471,300	523,900	575,200
	70		472,000	524,700	576,100
	71		472,700	525,600	577,000
	72		473,400	526,500	577,900
	73		473,800	527,300	578,800
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000		
	83		479,500		
	84		480,000		
	85		480,400		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

看護職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円						
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
	41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
	45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
	46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
	47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
	48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
	49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
	50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
	51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
	52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
	53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
	54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
	55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
	56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
	57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
	58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
	59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
	60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	

[令和元年勧告]

	61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300
	62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800
	63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200
	64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
	65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
	66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
	67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
	68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
	69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
	70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
	71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	
	72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	
	73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
	74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
	75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
	76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
	77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	
	78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	
	79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	
	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
再	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
任	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
用	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
職	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
員	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
以	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
外	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
の	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
職	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
員	94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000	
	95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500	
	96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900	
	97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300	
	98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700	
	99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200	
	100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600	
	101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000	
	102	288,300	319,600	352,300	370,300	396,400	
	103	289,100	320,200	352,800	370,800	396,900	
	104	289,900	320,800	353,200	371,200	397,300	
	105	290,600	321,200	353,500	371,800	397,700	
	106	291,100	321,700	354,000	372,300		
	107	291,600	322,200	354,400	372,800		
	108	292,100	322,700	354,700	373,300		
	109	292,300	323,100	355,200	373,900		
	110	292,600	323,500	355,700	374,300		
	111	292,800	323,800	356,200	374,800		
	112	293,200	324,100	356,700	375,300		
	113	293,500	324,500	357,200	375,900		
	114	293,700	324,900	357,700	376,300		
	115	294,100	325,300	358,200	376,800		
	116	294,400	325,600	358,600	377,300		
	117	294,700	325,800	359,000	377,900		
	118	295,000	326,100	359,400	378,300		
	119	295,300	326,500	359,900	378,800		
	120	295,700	326,700	360,400	379,300		

	121	296,000	326,900	360,800	379,900			
	122	296,400	327,200	361,300	380,300			
	123	296,700	327,500	361,800	380,800			
	124	297,100	327,800	362,300	381,300			
	125	297,300	328,000	362,600	381,900			
	126	297,500	328,300	363,100	382,300			
	127	297,800	328,700	363,600	382,800			
	128	298,200	328,900	364,100	383,300			
	129	298,400	329,100	364,400	383,900			
	130	298,700	329,300	364,900	384,300			
	131	299,100	329,700	365,400	384,800			
	132	299,500	329,900	365,900	385,300			
	133	299,700	330,200	366,200	385,900			
	134	300,000	330,600	366,700	386,300			
	135	300,400	331,000	367,200	386,800			
	136	300,700	331,400	367,700	387,300			
	137	300,900	331,700	368,000	387,900			
	138	301,200	332,100					
	139	301,600	332,500					
	140	301,900	332,900					
	141	302,100	333,200					
	142	302,500	333,600					
再任用職員以外の職員	143	302,900	333,900					
	144	303,200	334,300					
	145	303,400	334,600					
	146	303,600	335,000					
	147	303,900	335,400					
	148	304,300	335,800					
	149	304,500	336,100					
	150	304,700	336,500					
	151	305,000	336,900					
	152	305,300	337,300					
	153	305,700	337,600					
	154	305,900	338,000					
	155	306,100	338,400					
	156	306,400	338,800					
	157	306,700	339,100					
	158	307,000	339,500					
	159	307,300	339,900					
	160	307,600	340,300					
	161	308,000	340,600					
	162	308,300	341,000					
	163	308,600	341,400					
	164	308,900	341,800					
	165	309,300	342,100					
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
	170	310,900						
	171	311,200						
	172	311,500						
	173	311,900						
	174	312,200						
	175	312,500						
	176	312,800						
	177	313,200						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

警 察 職 給 料 表

職員 の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	347,600	381,900	422,800
	2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	349,800	384,100	424,600
	3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	352,100	386,000	426,500
	4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	354,300	388,100	428,400
	5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	356,300	389,800	429,800
	6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	358,400	391,800	431,500
	7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	360,600	393,600	433,100
	8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	203,800	222,300	245,400	277,700	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	246,900	259,500	274,900	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	248,200	260,100	276,000	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	249,300	261,200	277,400	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	476,900
	47	250,300	262,300	278,700	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	477,300
	48	251,200	263,400	280,100	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	477,700
	49	252,000	264,200	281,900	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	478,000
	50	253,100	265,400	283,600	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	478,400
	51	254,200	266,400	285,100	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	478,800
	52	255,300	267,500	286,500	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	479,200
	53	255,800	268,700	288,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	479,500
	54	257,000	269,500	289,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
	55	257,900	270,900	291,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
	56	259,000	272,100	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
	57	259,900	273,100	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
	58	260,900	274,600	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
	59	261,700	275,800	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
	60	262,700	277,200	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	

	61	263,800	278,800	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
	62	264,500	280,400	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300	455,000
	63	265,600	281,700	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600	455,200
	64	266,500	283,200	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	455,400
	65	267,600	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	455,800
	66	268,800	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	456,000
	67	269,800	287,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	456,200
	68	270,700	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	456,400
	69	271,900	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	456,800
	70	273,300	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600	457,000
	71	274,500	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900	457,200
	72	275,800	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200	457,400
	73	277,000	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400	457,800
	74	278,200	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700	458,000
	75	279,500	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000	458,200
	76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300	458,400
	77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500	458,800
	78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800	
	79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100	
	80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400	
	81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600	
	82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900	
	83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200	
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500	
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700	
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500	441,000	
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800	441,300	
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000	441,600	
	89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200	441,800	
	90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500	442,100	
	91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800	442,400	
	92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000	442,700	
	93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200	442,900	
	94	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100	425,500		
	95	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500	425,800		
	96	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900	426,000		
	97	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200	426,200		
	98	305,300	329,400	356,100	386,100	417,600	426,500		
	99	306,500	330,700	357,200	386,700	418,000	426,800		
	100	307,700	332,000	358,400	387,200	418,400	427,000		
	101	308,900	333,400	359,500	387,600	418,700	427,200		
	102	309,900	334,300	360,600	388,100	419,100			
	103	311,000	335,400	361,700	388,700	419,500			
	104	312,000	336,600	362,900	389,200	419,900			
	105	312,800	337,700	364,100	389,500	420,200			
	106	313,400	338,800	364,600	389,900				
	107	314,000	339,800	365,200	390,400				
	108	314,700	340,900	365,800	390,700				
	109	315,200	342,100	366,400	391,000				
	110	315,700	343,100	366,900	391,500				
	111	316,200	344,100	367,400	392,000				
	112	316,800	345,000	367,900	392,500				
	113	317,600	345,900	368,300	392,800				
	114	318,300	346,800	368,700	393,300				
	115	319,000	347,800	369,300	393,800				
	116	319,700	348,800	369,800	394,300				
	117	320,300	349,800	370,200	394,600				
	118	321,100	350,300	370,700	395,100				
	119	321,800	350,900	371,300	395,600				
	120	322,600	351,500	371,800	396,100				

再任用職員以外の職員

[令和元年勧告]

再任用職員以外の職員	121	323,200	351,800	372,000	396,500					
	122	323,500	352,200	372,500	397,000					
	123	324,000	352,700	373,000	397,400					
	124	324,500	353,100	373,400	397,900					
	125	324,800	353,500	373,900	398,300					
	126	325,100	353,900	374,400	398,800					
	127	325,600	354,400	374,900	399,200					
	128	326,100	354,800	375,400	399,700					
	129	326,400	355,200	375,700	400,100					
	130	326,700	355,600	376,200	400,600					
	131	327,200	356,000	376,700	401,000					
	132	327,700	356,400	377,200	401,500					
	133	328,000	356,600	377,500	401,900					
	134		357,100	378,000	402,400					
	135		357,500	378,400	402,800					
	136		357,800	378,800	403,300					
	137		358,100	379,100	403,700					
	138		358,500	379,600						
	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300	381,400						
	143		360,800	381,900						
	144		361,300	382,400						
	145		361,600	382,700						
	146		362,100	383,200						
	147		362,600	383,700						
	148		363,100	384,200						
	149		363,400	384,500						
	150		363,900	385,000						
	151		364,400	385,500						
152		364,900	386,000							
153		365,200	386,300							
154		365,700	386,800							
155		366,200	387,300							
156		366,700	387,800							
157		367,000	388,100							
158		367,500								
159		368,000								
160		368,500								
161		368,800								
162		369,300								
163		369,800								
164		370,300								
165		370,600								
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

高等学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級						
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	再任用職員以外の職員	再任用職員以外の職員	再任用職員以外の職員	再任用職員以外の職員	再任用職員以外の職員	
	1	160,000	175,600	274,400	331,100	416,900		61	259,900	307,200	392,800	434,200
	2	161,500	177,700	276,700	333,300	418,700		62	260,900	309,600	394,300	435,500
	3	163,000	179,800	278,800	335,400	420,500		63	262,300	311,900	395,700	436,800
	4	164,500	182,000	280,900	337,400	422,200		64	263,400	314,100	397,300	438,000
	5	166,100	184,000	282,900	339,600	423,700		65	264,700	316,300	398,700	439,200
	6	168,000	186,200	285,100	341,500	425,200		66	266,100	318,300	399,600	440,400
	7	169,800	188,400	287,400	343,700	427,100		67	267,500	320,300	400,800	441,600
	8	171,600	190,600	289,400	345,800	429,000		68	269,100	322,300	402,100	442,800
	9	173,300	192,900	291,600	347,500	430,800		69	270,500	324,200	403,300	444,000
	10	175,400	195,700	293,500	349,600	432,600		70	271,800	326,300	404,500	445,200
	11	177,400	198,400	295,400	351,700	434,500		71	273,100	328,400	405,700	446,400
	12	179,400	201,100	297,400	353,800	436,300		72	274,400	330,400	407,000	447,600
	13	181,300	204,000	299,500	355,900	438,000		73	275,500	332,500	407,900	448,700
	14	183,500	205,700	302,100	357,900	439,900		74	276,700	334,600	409,100	449,300
	15	185,700	207,300	304,800	359,900	441,700		75	278,000	336,800	410,200	449,800
	16	187,900	209,000	307,700	361,900	443,600		76	279,000	339,000	411,400	450,300
	17	190,100	210,800	310,000	363,500	445,300		77	280,200	340,700	412,400	450,800
	18	192,700	212,400	312,400	365,400	447,100		78	281,400	342,900	413,400	451,400
	19	195,200	214,100	314,600	367,200	448,900		79	282,600	344,900	414,400	451,900
	20	197,700	215,700	317,200	369,200	450,700		80	283,800	347,100	415,300	452,400
	21	200,200	217,500	319,800	370,800	452,300		81	284,900	348,900	416,000	452,900
	22	201,900	219,400	322,000	372,700	454,000		82	286,100	350,800	416,800	453,500
	23	203,600	221,300	324,100	374,500	455,900		83	287,300	352,800	417,700	454,000
	24	205,300	223,200	326,100	376,400	457,600		84	288,500	354,800	418,500	454,500
再任用職員以外の職員	25	206,800	224,700	328,000	377,700	459,300		85	289,500	356,400	418,900	455,000
	26	208,300	226,700	329,800	379,500	460,900		86	290,600	358,300	419,500	455,600
	27	210,000	228,700	332,000	381,300	462,500		87	291,600	360,100	419,900	456,100
	28	211,600	230,700	334,100	383,200	464,000		88	292,800	362,000	420,500	456,600
	29	213,100	232,500	335,800	385,000	465,500		89	293,900	363,800	421,100	457,100
	30	214,800	235,200	338,000	386,900	466,800		90	295,000	365,500	421,400	457,700
	31	216,500	237,900	340,200	388,800	468,100		91	296,200	367,200	421,600	458,200
	32	218,200	240,600	342,300	390,800	469,400		92	297,400	368,800	421,800	458,700
	33	219,600	243,200	344,200	392,500	470,600		93	297,900	370,300	422,000	459,200
	34	221,400	246,000	346,300	394,200	471,300		94	298,900	371,800	422,200	
	35	223,200	248,600	348,500	395,800	472,000		95	300,000	373,300	422,500	
	36	225,000	251,300	350,700	397,600	472,700		96	301,200	374,700	422,700	
	37	226,500	253,800	352,400	398,800	473,300		97	302,200	375,800	423,000	
	38	228,300	256,200	354,500	400,300	474,000		98	303,300	377,200	423,300	
	39	230,100	258,700	356,400	401,700	474,700		99	304,300	378,600	423,600	
	40	231,900	261,000	358,500	403,100	475,400		100	305,400	379,900	423,800	
	41	233,600	263,600	360,400	404,800	476,000		101	306,300	381,200	424,100	
	42	235,300	266,000	362,400	406,200	476,700		102	307,400	382,500	424,400	
	43	236,900	268,200	364,300	407,500	477,400		103	308,500	383,700	424,700	
	44	238,500	270,400	366,300	409,000	478,100		104	309,500	385,000	425,000	
	45	239,900	272,500	367,600	410,600	478,700		105	310,100	386,300	425,300	
	46	241,200	274,700	369,400	411,900	479,400		106	311,000	387,400	425,600	
	47	242,500	276,900	371,000	413,400	480,100		107	311,800	388,700	425,900	
	48	243,700	278,800	372,800	415,000	480,800		108	312,600	389,900	426,200	
	49	245,100	281,100	374,300	416,700	481,400		109	313,500	391,300	426,500	
	50	246,600	283,000	375,900	418,100	482,100		110	313,900	392,300	426,800	
	51	247,800	284,900	377,500	419,700	482,800		111	314,300	393,400	427,100	
	52	249,300	286,900	379,100	421,200	483,500		112	314,800	394,400	427,400	
	53	250,400	288,600	380,700	422,900	484,100		113	315,400	395,300	427,700	
	54	251,600	290,900	382,400	424,400	484,800		114	315,800	396,300	428,000	
	55	253,000	293,200	384,100	426,000	485,500		115	316,300	397,400	428,300	
	56	254,000	295,700	385,700	427,600	486,200		116	316,800	398,500	428,600	
	57	255,300	297,700	386,900	429,100	486,800		117	317,400	399,200	428,900	
	58	256,300	300,100	388,400	430,600			118	317,900	400,100	429,200	
	59	257,400	302,300	389,800	431,800			119	318,300	401,000	429,500	
	60	258,600	304,900	391,300	433,000			120	318,800	401,900	429,800	

[令和元年勧告]

	121	319,300	402,700	430,100		
	122	319,700	403,600			
	123	320,200	404,400			
	124	320,700	405,200			
	125	321,300	405,800			
	126	321,600	406,500			
	127	321,900	407,200			
	128	322,200	407,900			
	129	322,400	408,500			
	130	322,700	409,000			
	131	323,000	409,400			
	132	323,300	409,800			
	133	323,500	410,200			
	134	323,700	410,500			
	135	323,900	410,800			
	136	324,200	411,000			
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	137	324,500	411,200			
	138	324,700	411,500			
	139	325,000	411,800			
	140	325,300	412,000			
	141	325,500	412,200			
	142	325,700	412,500			
	143	326,000	412,800			
	144	326,200	413,000			
	145	326,500	413,200			
	146	326,700	413,500			
	147	327,000	413,800			
	148	327,300	414,000			
	149	327,500	414,200			
	150	327,700	414,500			
	151	328,000	414,800			
	152	328,300	415,000			
	153	328,500	415,200			
	154	328,800	415,500			
	155	329,100	415,800			
	156	329,400	416,000			
	157	329,600	416,200			
	158	329,900	416,500			
	159	330,200	416,800			
	160	330,500	417,000			
	161	330,700	417,200			
	162	331,000	417,500			
	163	331,300	417,800			
	164	331,600	418,000			
	165	331,800	418,200			
	166	332,100	418,500			
	167	332,400	418,800			
	168	332,700	419,000			
	169	332,900	419,200			
再任用 職員		234,000	274,300	301,300	331,100	415,200

備考 1 この表は、高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、同表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

中学校・小学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級										
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	再任用職員以外の職員	再任用職員以外の職員	再任用職員以外の職員	再任用職員以外の職員	再任用職員以外の職員					
	1	160,000	175,800	274,400	293,000	406,700						61	259,400	307,200	384,500	401,200
	2	161,500	177,900	276,700	295,600	408,200						62	260,200	309,600	385,700	402,200
	3	163,000	180,000	278,800	298,500	409,700						63	261,400	311,900	386,700	403,600
	4	164,500	182,200	280,900	300,900	411,200						64	262,300	314,100	387,800	404,900
	5	166,100	184,200	282,900	303,400	412,600						65	263,300	316,300	389,000	406,100
	6	168,000	186,400	285,100	305,700	414,000						66	264,700	318,300	390,000	407,200
	7	169,800	188,600	287,400	308,000	415,500						67	265,800	320,300	391,100	408,400
	8	171,600	190,800	289,400	310,400	417,100						68	267,100	322,300	392,300	409,500
	9	173,300	193,000	291,600	312,800	418,500						69	268,700	324,200	393,100	410,500
	10	175,400	195,800	293,500	315,200	419,900						70	270,200	326,300	394,200	411,700
	11	177,400	198,500	295,400	317,900	421,300						71	271,500	328,400	395,300	412,900
	12	179,400	201,200	297,400	320,800	422,600						72	272,900	330,400	396,400	414,100
	13	181,300	204,000	299,500	323,200	423,900						73	273,900	332,500	397,400	414,700
	14	183,500	205,700	302,100	325,100	425,300						74	274,900	334,600	398,300	415,500
	15	185,700	207,300	304,800	327,000	426,700						75	276,100	336,800	399,300	416,200
	16	187,900	209,000	307,700	329,100	428,100						76	277,100	339,000	400,300	416,700
	17	190,100	210,800	310,000	331,100	429,300						77	278,300	340,700	401,100	417,000
	18	192,700	212,400	312,400	333,300	430,600						78	279,400	342,600	402,100	417,400
	19	195,200	214,100	314,600	335,400	431,800						79	280,600	344,300	403,000	417,800
	20	197,700	215,700	317,200	337,400	433,100						80	281,800	346,100	404,000	418,200
	21	200,200	217,500	319,800	339,600	434,200						81	283,000	347,900	404,700	418,500
	22	201,900	219,400	322,000	341,500	435,400						82	283,900	349,700	405,500	418,900
	23	203,600	221,300	324,100	343,700	436,700						83	285,100	351,100	406,200	419,300
	24	205,300	223,200	326,100	345,800	438,000						84	286,300	352,900	406,900	419,600
	25	206,800	224,700	328,000	347,500	439,300						85	287,200	354,100	407,400	419,900
	26	208,200	226,700	329,800	349,300	440,500						86	288,100	355,700	408,100	420,300
	27	209,800	228,700	332,000	351,200	441,500						87	288,800	357,200	408,600	420,700
	28	211,300	230,700	334,100	353,100	442,600						88	289,800	358,700	409,300	421,000
	29	213,000	232,500	335,800	354,900	443,800						89	290,800	360,000	409,800	421,300
	30	214,700	235,200	338,000	356,700	444,600						90	291,700	361,300	410,100	421,600
	31	216,400	237,900	340,200	358,400	445,400						91	292,600	362,700	410,300	421,900
	32	218,100	240,600	342,300	360,300	446,300						92	293,400	364,100	410,500	422,100
	33	219,400	243,200	344,400	361,600	447,200						93	293,700	365,600	410,800	422,300
	34	221,100	246,000	346,200	363,300	447,700						94	294,400	366,900	411,100	422,600
	35	222,800	248,600	348,100	364,800	448,200						95	295,100	368,200	411,400	422,900
	36	224,500	251,300	349,900	366,600	448,700						96	295,900	369,400	411,700	423,100
	37	225,900	253,800	351,200	368,500	449,200						97	296,700	370,400	412,100	423,300
	38	227,600	256,200	353,000	370,000	449,700						98	297,500	371,400	412,400	423,600
	39	229,300	258,700	354,600	371,300	450,200						99	298,300	372,400	412,700	423,900
	40	231,000	261,000	356,300	372,900	450,700						100	299,000	373,400	413,000	424,100
	41	232,600	263,600	358,200	374,000	451,200						101	299,900	374,300	413,300	424,300
	42	234,300	266,000	360,000	375,400	451,700						102	300,400	375,300	413,600	424,600
	43	235,900	268,200	361,400	376,800	452,200						103	300,900	376,300	413,900	424,900
	44	237,500	270,400	363,100	378,300	452,700						104	301,400	377,300	414,200	425,100
	45	239,200	272,500	364,200	379,700	453,200						105	301,600	378,100	414,500	425,300
	46	240,700	274,700	365,500	381,300	453,700						106	302,000	379,000	414,800	425,600
	47	242,000	276,900	366,900	382,900	454,200						107	302,300	379,900	415,100	425,900
	48	243,400	278,800	368,300	384,400	454,700						108	302,500	380,900	415,400	426,100
	49	244,600	281,100	369,600	385,800	455,200						109	302,700	381,700	415,700	426,300
	50	246,000	283,000	371,100	387,300	455,700						110	302,900	382,700	416,000	426,600
	51	247,400	284,900	372,600	388,800	456,200						111	303,200	383,700	416,300	426,900
	52	248,600	286,900	374,100	390,200	456,700						112	303,500	384,700	416,600	427,100
	53	249,700	288,600	375,400	391,400	457,200						113	303,700	385,300	416,900	427,300
	54	251,100	290,900	376,800	392,700	457,700						114		386,200	417,200	
	55	252,300	293,200	378,200	393,800	458,200						115		387,100	417,500	
	56	253,300	295,700	379,500	394,900	458,700						116		388,000	417,800	
	57	254,500	297,700	380,200	396,300	459,200						117		388,800	418,100	
	58	255,700	300,100	381,400	397,500							118		389,500	418,400	
	59	256,800	302,300	382,600	398,700							119		390,300	418,700	
	60	258,000	304,900	383,700	400,000							120		391,100	419,000	

[令和元年勧告]

	121		391,700	419,300		
	122		392,500	419,600		
	123		393,200	419,900		
	124		393,900	420,200		
	125		394,500	420,500		
	126		395,200			
	127		395,700			
	128		396,300			
	129		397,000			
	130		397,600			
	131		398,100			
	132		398,600			
	133		398,900			
	134		399,200			
	135		399,500			
	136		399,800			
	137		400,100			
	138		400,400			
	139		400,700			
再	140		401,000			
任	141		401,300			
用	142		401,600			
職	143		401,900			
員	144		402,200			
以	145		402,400			
外	146		402,700			
の	147		403,000			
職	148		403,200			
員	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
	158		405,700			
	159		406,000			
	160		406,200			
	161		406,400			
	162		406,700			
	163		407,000			
	164		407,200			
	165		407,400			
	166		407,700			
	167		408,000			
	168		408,200			
	169		408,400			
	170		408,700			
	171		409,000			
	172		409,200			
	173		409,400			
再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

- 備考 1 この表は、中学校、小学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、同表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

任期付研究員給料表

特定任期付職員給料表

第1号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	397,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第2号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	331,000
2	367,000
3	394,000